

令和6年度 第8回選別会議記録	
日 時	令和7年4月18日（金） 14時30分から16時まで
出席者	資料課：板橋、内藤、関根、中島、清水、大野
議 題	簿冊文書（県土整備局（都市部の一部））の選別案等について
1 検討内容 ○県土整備局（都市部都市計画課・交通企画課・都市整備課）について ・担当者が作成案の説明を行った。 ＜出席者からの主な質問、指摘事項等＞ ・No.25以下の（第一種市街地再開発事業の）権利変換計画認可に係る簿冊は保存すべきか。 →「権利変換」とは、従前の土地・建物の所有権等を再開発ビル等の新たな施設建築物の床に係る権利等に置き換えるもので、同事業の核心的な手続であるため、保存と判断した。 （補足意見） 不動産に係る相続登記が義務化（令和6（2024）年4月1日から）され、今後、閲覧の需要が生じることも想定できることから、保存と考える。 ・No.93（簿冊なし※）とある行は削除してよいのではないか。 ※都市整備課において付番した整理番号中、400番が付番された簿冊が当初から存在せず、今年度の選別対象簿冊の一覧である「保存文書等引渡書」にも、当該整理番号の簿冊はもともと記載されていなかったもの。 →当該行を削除し、以下の「No.」欄の番号（数字）を1ずつ繰り上げる。 ・No.158（繰上げ後、No.157。市街地再開発事業に係る再開発計画承認申請書）について、横浜市の事業の単なる建設省への進達ならば保存の必要はないのではないかと。 →再度、当該簿冊の内容等を確認して、扱いを検討する。 ・廃棄と判断したNo.21（相鉄いずみ野線（法第61条）・No.22（横浜市高速鉄道1号線（法第61条）の簿冊の内容はNo.23（鉄道事業法・軌道法）に包含されているということでよいと。 →再度、当該簿冊の内容等を確認する。 ・No.179（繰上げ後、No.178）に係る保存理由で、該当する細目基準の記載がない。 →該当する細目基準を確定の上、記載する。 ・「保存実績」欄の記載に係る算用数字は半角文（数）字、複数年度の区切りは「,」ではなく「、」を使用することとなっている。 →該当する箇所はすべて訂正する。 ・市街地再開発事業に係る、No.40（都市計画道路の変更認可申請）・No.41（権利変換計画認可申請の取下げ）・No.49（権利変換計画書・変更認可の公告）は廃棄としてもよいのではないかと。 →再度、当該簿冊の内容等を確認する。 2 結果 ・指摘のあった事項について確認・検討の上、次の会議の際に示すこととする。 3 その他 ・新型コロナウイルス感染症の発生届等、同種の資料が多数の文書保存箱にわたって収納されていたものがあり、こうしたフォルダは例えば保健福祉事務所ごとに同種の資料を1箱ずつ保存することとしたい。電子公文書についても同様に一部を保存する。 →異議なし。 以上	

令和6年度 県土整備局簿冊文書選別記録

担当:備考欄に記載

1 部室課別選別結果一覧表

組織名		引渡数			保存数			廃棄数	備考
部	課	30年 保存文書	10年 保存文書	小計	30年 保存文書	10年 保存文書	小計		
事業管理部	建設業課								
	用地課								
都市部	都市計画課	312	0	312	312	0	312	0	中島
	技術管理課								
	交通企画課	3	1	4	1	0	1	3	中島
	都市整備課	152	24	176	150	10	160	16	中島
	都市公園課								
道路部	道路管理課								
	道路整備課								
河川下水道部	河港課								
	砂防課								
	下水道課								
建築住宅部	住宅計画課								
	公共住宅課								
	建築安全課								
-	住宅営繕事務所								
合 計		467	25	492	463	10	473	19	

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
1	県土整備局	都市部	都市計画課	6725～6728、6730～6739	平成5年度第132回神奈川県都市計画地方審議会	14	76	30年	平成5年度	都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき神奈川県都市計画地方審議会に付議される案件に係る文書の綴り	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	8、13(2)サ	昭和21～平成4年度(議事録も含む)
2	県土整備局	都市部	都市計画課	6740～6760	平成5年度第133回神奈川県都市計画地方審議会	21	123	30年	平成5年度	都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき神奈川県都市計画地方審議会に付議される案件に係る文書の綴り	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	8、13(2)サ	昭和21～平成4年度(議事録も含む)
3	県土整備局	都市部	都市計画課	6761～6787	平成5年度第134回神奈川県都市計画地方審議会	27	139	30年	平成5年度	都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき神奈川県都市計画地方審議会に付議される案件に係る文書の綴り	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	8、13(2)サ	昭和21～平成4年度(議事録も含む)
4	県土整備局	都市部	都市計画課	6788～6871	平成5年度第135回神奈川県都市計画地方審議会	84	467	30年	平成5年度	都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき神奈川県都市計画地方審議会に付議される案件に係る文書の綴り	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	8、13(2)サ	昭和21～平成4年度(議事録も含む)
5	県土整備局	都市部	都市計画課	6872～6901	平成5年度第136回神奈川県都市計画地方審議会	30	189	30年	平成5年度	都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき神奈川県都市計画地方審議会に付議される案件に係る文書の綴り	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	8、13(2)サ	昭和21～平成4年度(議事録も含む)
6	県土整備局	都市部	都市計画課	6902～6947	平成5年度第137回神奈川県都市計画地方審議会	46	305	30年	平成5年度	都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき神奈川県都市計画地方審議会に付議される案件に係る文書の綴り	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	8、13(2)サ	昭和21～平成4年度(議事録も含む)
7	県土整備局	都市部	都市計画課	6948～6988	横浜国際港都建設計画事業	41	265	30年	平成5年度	都市計画事業の事業計画の認可(変更認可を含む。)に係る文書の綴り(4. 4. 1001号戸塚南公園ほか)	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和21～平成4年度
8	県土整備局	都市部	都市計画課	6989～6998	川崎都市計画事業	10	59	30年	平成5年度	都市計画事業の事業計画の認可(変更認可を含む。)に係る文書の綴り(2. 2. 132号中留公園他1公園ほか)	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和21～平成4年度
9	県土整備局	都市部	都市計画課	6999・7000	横須賀都市計画事業	2	12	30年	平成5年度	都市計画事業の事業計画の認可(変更認可を含む。)に係る文書の綴り(3. 4. 2号根岸東逸見線ほか)	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和21～平成4年度
10	県土整備局	都市部	都市計画課	7001～7003	平塚都市計画事業	3	21	30年	平成5年度	都市計画事業の事業計画の認可(変更認可を含む。)に係る文書の綴り(3. 5. 8号平塚山下線ほか)	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和21～平成4年度
11	県土整備局	都市部	都市計画課	7004～7015	藤沢都市計画事業	12	119	30年	平成5年度	都市計画事業の事業計画の認可(変更認可を含む。)に係る文書の綴り(3. 3. 5号円行西大通り線ほか)	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和21～平成4年度
12	県土整備局	都市部	都市計画課	7016、7018～7020	小田原都市計画事業	4	26	30年	平成5年度	都市計画事業の事業計画の認可(変更認可を含む。)に係る文書の綴り(3. 5. 3号小田原駅御幸の浜線ほか)	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和21～平成4年度
13	県土整備局	都市部	都市計画課	7021～7025	茅ヶ崎都市計画事業	5	37	30年	平成5年度	都市計画事業の事業計画の認可(変更認可を含む。)に係る文書の綴り(3. 5. 3号柳島小和田線ほか)	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和21～平成4年度
14	県土整備局	都市部	都市計画課	7026・7027	相模原都市計画事業	2	17	30年	平成5年度	都市計画事業の事業計画の認可(変更認可を含む。)に係る文書の綴り(3. 4. 11号相模大野線ほか)	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和21～平成4年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
15	県土整備局	都市部	都市計画課	7028	秦野都市計画事業	1	8	30年	平成5年度	都市計画事業の事業計画の認可(変更認可を含む。)に係る文書の綴り(3. 5. 7号水無川右岸線)	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和21～平成4年度
16	県土整備局	都市部	都市計画課	7029～7031	厚木都市計画事業	3	11	30年	平成5年度	都市計画事業の事業計画の認可(変更認可を含む。)に係る文書の綴り(8. 6. 1号本厚木駅前東口地下道ほか)	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和21～平成4年度
17	県土整備局	都市部	都市計画課	7032	大和都市計画事業	1	3	30年	平成5年度	都市計画事業の事業計画の認可(変更認可を含む。)に係る文書の綴り(3. 4. 3号福田相模原線)	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和21～平成4年度
18	県土整備局	都市部	都市計画課	7033・7034	伊勢原都市計画事業	2	13	30年	平成5年度	都市計画事業の事業計画の認可(変更認可を含む。)に係る文書の綴り(伊勢原第3号公共下水道)	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和21～平成4年度
19	県土整備局	都市部	都市計画課	7035	葉山都市計画事業	1	4	30年	平成5年度	都市計画事業の事業計画の認可(変更認可を含む。)に係る文書の綴り(7. 3. 1号葉山しおさい公園)	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和21～平成4年度
20	県土整備局	都市部	都市計画課	7036～7038	箱根都市計画事業	3	26	30年	平成5年度	都市計画事業の事業計画の認可(変更認可を含む。)に係る文書の綴り(第1号公共下水道及び第2号公共下水道)	都市部	都市計画課	保存	都市計画の決定等に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和21～平成4年度
21	県土整備局	都市部	交通企画課	333	相模鉄道いずみ野線61条	1	2	30年	平成4年度	道路に鉄道線路を敷設する許可についての建設大臣あて申請の進達に係る文書の綴り	都市部	都市政策課	廃棄	建設省への申請書の進達に係る文書であるため、軽易なものとして廃棄とする。	-	-	なし
22	県土整備局	都市部	交通企画課	335	横浜市高速鉄道1号線(戸塚―湘南台)61条	1	3	30年	平成4年度	道路に鉄道線路を敷設する許可についての建設大臣あて申請の添付図面	都市部	都市政策課	廃棄	建設省への申請書に係る添付図面のみが編綴された文書であるため、軽易なものとして廃棄とする。	-	-	なし
23	県土整備局	都市部	交通企画課	340	鉄道事業法軌道法	1	10	30年	平成5年度	横浜市高速鉄道1号線(戸塚・湘南台間)、相模鉄道いずみ野線(いずみ中央・湘南台間)の工事施行認可申請書(添付図面含む。)の建設大臣あて進達及びその認可に係る県知事あて処分(認可)の通知等に係る文書の綴り	都市部	都市政策課	保存	県内での鉄道路線の新設(横浜市営地下鉄(ブルーライン)及び相模鉄道いずみ野線の湘南台延伸)という公共性の高い事業に関する文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(6)	昭和62年度(鉄道事業法)、昭和31,42,58,平成3年度(軌道法)
24	県土整備局	都市部	交通企画課	181	京急蒲田駅総合改善事業	1	6	10年	平成18年度	羽田空港直通化整備促進事業の成果の現地審査に係る文書の綴り	都市部	都市計画課	廃棄	事業の成果の現地審査のための複写物を中心とする資料であり、また、県外の交通施設(駅)整備に係る文書であることから廃棄とする。	-	-	なし
25	県土整備局	都市部	都市整備課	332	藤沢駅北口〔市街地再開発事業〕権利変換計画(変更)認可申請書	1	9	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、藤沢市が施行する藤沢都市計画事業(※)藤沢駅北口地区市街地再開発事業の権利変換計画の認可(当初・変更)等に係る文書の綴り ※以下、個別の都市計画区域に係る「(区域名)都市計画事業」の文言は省略する	土木部	都市施設課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
26	県土整備局	都市部	都市整備課	333	藤沢駅北口〔市街地再開発事業〕権利変換認可申請(添付図面)	1	9	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、藤沢市が施行する藤沢駅北口地区市街地再開発事業の権利変換計画の認可に係る文書(※)の綴り ※権利変換計画添付図面	土木部	都市施設課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度
27	県土整備局	都市部	都市整備課	334	藤沢駅北口〔市街地再開発事業〕事業計画認可申請	1	6	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、藤沢市が施行する藤沢駅北口地区市街地再開発事業の権利変換計画の変更認可に係る文書の綴り	土木部	都市施設課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度
28	県土整備局	都市部	都市整備課	335	藤沢駅北口〔市街地再開発事業〕事業計画認可申請(添付図面)	1	7	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、藤沢市が施行する藤沢駅北口地区市街地再開発事業の事業計画の認可に係る文書(※)の綴り ※事業計画添付図面	土木部	都市施設課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,62年度
29	県土整備局	都市部	都市整備課	336	藤沢駅北口〔市街地再開発事業〕権利変換計画(変更)認可申請(添付図面)	1	6	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、藤沢市が施行する藤沢駅北口地区市街地再開発事業の権利変換計画の変更認可に係る文書(※)の綴り ※権利変換計画添付図面	土木部	都市施設課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度
30	県土整備局	都市部	都市整備課	337	藤沢駅北口〔市街地再開発事業〕権利変換計画(変更)認可申請	1	9	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、藤沢市が施行する藤沢駅北口地区市街地再開発事業の権利変換計画の変更認可に係る文書の綴り	土木部	都市施設課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度
31	県土整備局	都市部	都市整備課	338	戸塚駅東口〔市街地再開発事業〕設計の概要の認可申請	1	5	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、横浜市が施行する横浜国際港都建設事業(※)戸塚駅東口地区第一種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更認可に係る文書の綴り ※以下、横浜市の都市計画事業に冠される「横浜国際港都建設事業」の文言は省略する	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
32	県土整備局	都市部	都市整備課	339	戸塚駅東口〔市街地再開発事業〕権利変換計画認可	1	4	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、横浜市が施行する戸塚駅東口地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度
33	県土整備局	都市部	都市整備課	340	戸塚駅東口〔市街地〕再開発〔事業〕事業計画変更認可	1	5	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、横浜市が施行する戸塚駅東口地区第一種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
34	県土整備局	都市部	都市整備課	341	戸塚駅東口〔市街地再開発事業〕設計の概要変更認可申請	1	5	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、横浜市が施行する戸塚駅東口地区第一種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更認可に係る文書の綴り	土木部	都市施設課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
35	県土整備局	都市部	都市整備課	342	大船駅東口〔市街地〕再開発事業の変更依頼(添付図面)	1	5	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、鎌倉市が施行する大船駅東口地区第一種市街地再開発事業(第1地区)の事業計画において定める設計の概要中、鎌倉都市計画道路の変更協議に係る文書(※)の綴り ※添付図面等	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
36	県土整備局	都市部	都市整備課	343	大船〔駅〕東口〔市街地再開発事業〕設計の概要(変更)認可申請	1	8	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、鎌倉市が施行する大船駅東口地区第一種市街地再開発事業(第1地区)に係る、事業計画において定める設計の概要の変更に係る協議書類の写しその他打合せ復命書、パンフレット等各種資料等の綴り	都市部	都市整備課	廃棄	「対象文書」の名称が実際に編綴された文書と異なり、認可申請書類は含まれておらず、また、一部、認可申請に至る前段階の(事前)協議書類の写しが編綴されているが、担当者手持資料的な複写物と判断され、その他の文書は当該事業に係る打合せ復命書やパンフレット等の資料にとどまることから廃棄とする。	－	－	なし
37	県土整備局	都市部	都市整備課	344	大船駅東口〔市街地〕再開発事業の変更依頼書	1	5	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、鎌倉市が施行する大船駅東口地区第一種市街地再開発事業(第1地区)の事業計画において定める設計の概要の認可等に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
38	県土整備局	都市部	都市整備課	345	大船駅東口〔市街地〕再開発〔事業〕事業計画の軽微な変更他	1	7	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、鎌倉市が施行する大船駅東口地区第一種市街地再開発事業(第1地区)の事業計画において定める設計の概要の認可等に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
39	県土整備局	都市部	都市整備課	346	大船駅東口〔市街地再開発事業〕設計の概要の認可申請	1	8	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、鎌倉市が施行する大船駅東口地区第一種市街地再開発事業(第1地区)の事業計画において定める設計の概要の認可に係る文書(※)の綴り ※添付図面	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
40	県土整備局	都市部	都市整備課	347	大船駅東口〔市街地再開発事業〕鎌倉都市計画道路の変更認可申請	1	4	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、鎌倉市が施行する大船駅東口地区第一種市街地再開発事業(第1地区)の事業計画において定める設計の概要中、鎌倉都市計画道路の変更についての事前協議に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
41	県土整備局	都市部	都市整備課	348	茅ヶ崎駅南〔市街地再開発事業〕権利変換認可申請取下げ	1	6	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、茅ヶ崎市が施行する茅ヶ崎駅南地区第一種市街地再開発事業の権利変換認可申請の取下げに係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書、かつ、いったんは取り下げられたとはいえ、最終的に当該事業を完了している地区における地権者の権利の変動に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度(いずれも権利変換計画を認可したものの)
42	県土整備局	都市部	都市整備課	349	茅ヶ崎駅南〔市街地再開発事業〕事業計画変更認可申請	1	9	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、茅ヶ崎市が施行する茅ヶ崎駅南地区第一種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
43	県土整備局	都市部	都市整備課	350	追浜駅前〔市街地再開発〕組合設立認可	1	9	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく追浜駅前第1街区市街地再開発組合の設立認可に係る文書の綴り	建築部	建築課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,62年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
44	県土整備局	都市部	都市整備課	351	追浜駅前〔市街地再開発事業〕事業計画認可申請・権利変換計画認可申請	1	10	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく追浜駅前第一種市街地再開発事業(第1街区)の権利変換計画並びに定款及び事業計画の変更認可に係る文書の綴り	建築部	建築課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度
45	県土整備局	都市部	都市整備課	352	追浜駅前〔市街地再開発組合〕決算報告書の承認	1	3	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく追浜駅前第1街区市街地再開発組合の決算報告の承認に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	なし
46	県土整備局	都市部	都市整備課	353	鶴見駅西口〔市街地改造事業〕管理处分計画認可(添付図書)	1	7	30年	平成5年度	公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和36年法律第109号)(廃止)に基づく鶴見駅西口(地区)市街地改造事業の管理处分計画の認可に係る文書(※)の綴り ※管理处分計画添付図書	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度(いずれも権利変換計画認可として)
47	県土整備局	都市部	都市整備課	354	鶴見駅西口〔市街地改造事業〕管理处分計画認可について	1	10	30年	平成5年度	公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和36年法律第109号)(廃止)に基づく鶴見駅西口(地区)市街地改造事業の管理处分計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度(いずれも権利変換計画認可として)
48	県土整備局	都市部	都市整備課	355	厚木中町第一〔市街地再開発組合〕定款及び事業計画の変更認可について	1	9	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく厚木市中町第一地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更、同組合の解散並びに決算報告の承認に係る文書の綴り	建築部	建築課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,56,平成2年度
49	県土整備局	都市部	都市整備課	356	厚木中町第一〔市街地再開発事業〕権利変換計画書・変更認可の公告	1	6	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく厚木市中町第一地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更並びに同地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画に係る文書の綴り	建築部	建築課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,56,平成2年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
50	県土整備局	都市部	都市整備課	357	厚木中町第1〔市街地再開発〕組合設立認可申請	1	8	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく厚木市中町第一地区市街地再開発組合の設立認可に係る文書の綴り	建築部	建築課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,62年度
51	県土整備局	都市部	都市整備課	358	厚木中町第1〔市街地再開発事業〕権利変換計画の認可	1	8	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく中町第一地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可に係る文書の綴り	建築部	建築課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度
52	県土整備局	都市部	都市整備課	359	厚木中町第2-1〔市街地再開発事業〕(設計の概要変更認可申請)	1	6	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、厚木市が施行する中町第2-1地区第一種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
53	県土整備局	都市部	都市整備課	360	厚木中町第2-1〔市街地再開発事業〕設計の概要変更認可申請書	1	6	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、厚木市が施行する中町第2-1地区第一種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更認可に係る文書(※)の綴り ※添付図面	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
54	県土整備局	都市部	都市整備課	361	厚木中町第2-1〔市街地〕再開発〔事業〕事業計画	1	7	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、厚木市が施行する中町第2-1地区第一種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
55	県土整備局	都市部	都市整備課	362	厚木中町第2-1〔市街地再開発事業〕権利変換計画認可申請書	1	6	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、厚木市が施行する中町第2-1地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
56	県土整備局	都市部	都市整備課	363	厚木中町第2-1〔市街地再開発事業〕設計の概要変更認可申請書	1	7	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、厚木市が施行する中町第2-1地区第一種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
57	県土整備局	都市部	都市整備課	364	厚木中町第2-1〔市街地再開発事業〕設計の概要変更認可申請書(添付図面)	1	6	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、厚木市が施行する中町第2-1地区第一種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更認可に係る文書(※)の綴り ※添付図面	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
58	県土整備局	都市部	都市整備課	365	厚木中町第2-1・厚木東部第一〔市街地〕再開発事業認可申請書	1	7	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき、厚木市が施行する中町第2-1地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画の変更認可並びに厚木東部第一地区市街地再開発組合の決算報告の承認及び完成した施設建築物の管理規約の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度
59	県土整備局	都市部	都市整備課	366	厚木東部第一〔市街地再開発事業〕権利変換計画認可申請・同変更報告書・〔市街地〕再開発組合設立認可申請	1	8	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく厚木東部第一地区市街地再開発組合の設立認可及び同地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可並びに権利変換計画の軽微な変更についての報告に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度
60	県土整備局	都市部	都市整備課	367	厚木東部第一〔市街地〕再開発事業認可申請書	1	5	30年	平成5年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく厚木東部第一地区市街地再開発組合の事業計画の変更及び解散の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,56,平成2年度
61	県土整備局	都市部	都市整備課	368	相模原市下森鹿島〔土地区画整理組合〕設立認可書	1	12	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市下森鹿島土地区画整理組合の設立認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,30,33～35,37,39～42,46,47,49,50～54,57～62,平成元,5年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
62	県土整備局	都市部	都市整備課	369	相模原市〔土地 区画整理事業〕 事業計画変更認可	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市緑が丘土地区画整理組合及び同古淵土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
63	県土整備局	都市部	都市整備課	370	相模原市〔土地 区画整理事業〕 事業計画変更認可	1	7	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市下森鹿島土地区画整理組合及び同古淵土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
64	県土整備局	都市部	都市整備課	371	相模原市〔土地 区画整理事業〕 事業計画変更認可	1	9	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市下溝下中丸土地区画整理組合及び同緑が丘土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
65	県土整備局	都市部	都市整備課	372	藤沢市〔土地 区画整理事業〕事 業計画変更計画 書	1	11	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、藤沢市が施行する北部第二(二地区)土地区画整理事業の事業計画の変更に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
66	県土整備局	都市部	都市整備課	373	藤沢市〔土地 区画整理事業〕事 業計画変更認可	1	9	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく藤沢市大鋸土地区画整理組合及び藤沢市が施行する北部第一土地区画整理事業の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
67	県土整備局	都市部	都市整備課	374	藤沢市弥勒寺第 二土地区画整理 事業	1	7	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく藤沢市弥勒寺第二土地区画整理組合の設立認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,30,33～35,37,39～42,46,47,49,50～54,57～62,平成元,5年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
68	県土整備局	都市部	都市整備課	375	藤沢市土地区画整理事業	1	10	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく藤沢市弥勒寺第二土地区画整理組合の事業計画及び同渋谷の里土地区画整理組合の事業計画において定める設計の概要の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
69	県土整備局	都市部	都市整備課	376	藤沢市善行茅山土地区画整理事業	1	9	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく藤沢市善行茅山土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
70	県土整備局	都市部	都市整備課	377	〔土地区画整理事業〕事業計画変更認可	1	10	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく座間市緑ヶ丘土地区画整理組合及び藤沢市弥勒寺第二土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
71	県土整備局	都市部	都市整備課	378	藤沢市北部第二(一地区)土地区画整理事業事業計画変更 60. 8. 16	1	10	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、藤沢市が施行する藤沢都市計画北部第二(一地区)土地区画整理事業の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
72	県土整備局	都市部	都市整備課	379	藤沢市北部第二(一地区)土地区画整理事業事業計画変更(第8回)	1	9	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、藤沢市が施行する藤沢都市計画北部第二(一地区)土地区画整理事業の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
73	県土整備局	都市部	都市整備課	380	藤沢市北部第二(一地区)土地区画整理事業事業計画変更 61.8.12	1	9	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、藤沢市が施行する藤沢都市計画北部第二(一地区)土地区画整理事業の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
74	県土整備局	都市部	都市整備課	381	座間市緑ヶ丘土地区画整理事業3冊の1	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく座間市緑ヶ丘土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
75	県土整備局	都市部	都市整備課	382	座間市緑ヶ丘土地区画整理事業3冊の2	1	7	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく座間市緑ヶ丘土地区画整理組合の事業計画の変更(第4回)及び同組合の解散の各認可並びに決算(報告)の承認に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和36,37,44,49～54,57～62,平成元,5年度
76	県土整備局	都市部	都市整備課	383	座間市緑ヶ丘土地区画整理事業3冊の3	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく座間市緑ヶ丘土地区画整理組合の換地処分に伴う換地計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和35,36,39～46,49～54,57～62,平成元年度
77	県土整備局	都市部	都市整備課	384	大和市土地区画整理事業	1	6	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく大和市南部第二土地区画整理組合の事業計画及び同渋谷(北部地区)土地区画整理組合の事業計画において定める設計の概要の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
78	県土整備局	都市部	都市整備課	385	厚木市土地区画整理事業	1	12	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく厚木市中三田土地区画整理組合の設立及び同組合の事業計画の変更並びに同森の里特定土地区画整理事業の終了の各認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,30,32～47,49～54,57～平成元,5,9年度
79	県土整備局	都市部	都市整備課	386	伊勢原市東高森特定土地区画整理事業	1	10	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく伊勢原市東高森特定土地区画整理組合の換地処分に伴う換地計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和35,36,39～46,49～54,57～62,平成元年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
80	県土整備局	都市部	都市整備課	387	伊勢原都市計画事業東大竹特定土地地区画整理事業	1	9	30年	平成5年度	土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく伊勢原市東大竹特定土地地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
81	県土整備局	都市部	都市整備課	388	伊勢原市下糟屋土地地区画整理事業	1	11	30年	平成5年度	土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく伊勢原市下糟屋土地地区画整理組合の設立及び同組合の事業計画の変更の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
82	県土整備局	都市部	都市整備課	389	伊勢原市土地地区画整理事業	1	8	30年	平成5年度	土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく伊勢原市東高森特定土地地区画整理組合の換地処分に伴う換地計画並びに同東大竹特定土地地区画整理組合及び同下糟屋土地地区画整理組合の事業計画の変更の各認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
83	県土整備局	都市部	都市整備課	390・391	伊勢原市東大竹特定〔土地地区画整理〕(組合)換地計画	2	13	30年	平成5年度	土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく伊勢原市東大竹特定土地地区画整理組合の換地処分に伴う換地計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和35,36,39～46,49～54,57～62,平成元年度
84	県土整備局	都市部	都市整備課	392	海老名市星谷土地地区画整理事業組合設立認可	1	9	30年	平成5年度	土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく海老名市星谷土地地区画整理組合の設立認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,30,33～35,37,39～42,46,47,49,50～54,57～62,平成元,5年度
85	県土整備局	都市部	都市整備課	393	海老名市土地地区画整理事業	1	10	30年	平成5年度	土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく海老名市土地地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
86	県土整備局	都市部	都市整備課	394	海老名市土地 画整理事業	1	10	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく海老名市星谷土地区画整理組合の事業計画の変更及び解散の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
87	県土整備局	都市部	都市整備課	395	〔土地区画整理組合〕解散認可申請書	1	9	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく南足柄市関本怒田土地区画整理組合の解散認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和36,37,44,49～54,57～60,62,平成元,5年度
88	県土整備局	都市部	都市整備課	396	〔土地区画整理事業〕換地処分・〔土地区画整理組合〕決算報告・解散認可	1	7	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市下溝上中丸特定土地区画整理組合及び開成都市計画事業開成駅道通河原地区土地区画整理事業(共同施行)の換地処分に伴う換地計画の認可及び中井町第四土地区画整理組合等、4土地区画整理組合の解散の認可並びに城山町川尻水源土地区画整理組合等、7土地区画整理組合の決算の承認に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和35,36,37,39～46,49～54,57～62,平成元,5年度
89	県土整備局	都市部	都市整備課	397	〔土地区画整理事業〕換地計画	1	10	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市下溝上中丸特定土地区画整理組合及び藤沢市善行茅山土地区画整理組合の換地処分に伴う換地計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和35,36,39～46,49～54,57～62,平成元年度
90	県土整備局	都市部	都市整備課	398	〔土地区画整理事業〕換地計画	1	10	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市当麻東原特定土地区画整理組合の換地処分に伴う換地計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和35,36,39～46,49～54,57～62,平成元年度
91	県土整備局	都市部	都市整備課	399	〔土地区画整理事業〕換地計画	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく伊勢原市下糟屋土地区画整理組合及び海老名市星谷土地区画整理組合の換地処分に伴う換地計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和35,36,39～46,49～54,57～62,平成元年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
92	県土整備局	都市部	都市整備課	400	〔土地地区画整理事業〕換地計画	1	10	30年	平成5年度	土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく海老名市河原口土地地区画整理組合及び小田原市東富水特定土地地区画整理組合の換地処分に伴う換地計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和35,36,39～46,49～54,57～62,平成元年度
93	県土整備局	都市部	都市整備課	401	簿冊なし	1		30年	平成5年度		都市部	都市整備課	—		—	—	
94	県土整備局	都市部	都市整備課	402	横須賀市〔土地地区画整理事業〕事業計画変更認可	1	10	30年	平成5年度	土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく横須賀市衣笠・太田和土地地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
95	県土整備局	都市部	都市整備課	403	平塚市大浜地区土地地区画整理事業	1	6	30年	平成5年度	土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく平塚市大浜地区土地地区画整理事業(共同施行)の権利者変動届に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に基づく事業の施行に際し、当該事業に係る財産権の異動等を明らかにする文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	なし
96	県土整備局	都市部	都市整備課	404	鎌倉市北鎌倉台土地地区画整理事業1	1	11	30年	平成5年度	土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく鎌倉市北鎌倉台土地地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
97	県土整備局	都市部	都市整備課	405	鎌倉市北鎌倉台土地地区画整理事業	1	7	30年	平成5年度	土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく鎌倉市北鎌倉台土地地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
98	県土整備局	都市部	都市整備課	406	鎌倉市北鎌倉台土地地区画整理事業	1	10	30年	平成5年度	土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく鎌倉市北鎌倉台土地地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
99	県土整備局	都市部	都市整備課	407	鎌倉市北鎌倉台土地区画整理事業(第1工区)換地処分	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく鎌倉市北鎌倉台土地区画整理組合の換地処分に伴う換地計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和35,36,39 ～46,49～ 54,57～62,平 成元年度
100	県土整備局	都市部	都市整備課	408・409	土地区画整理組合決算報告書	2	11	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく藤沢市弥勒寺第二土地区画整理組合等、12土地区画整理組合の決算(報告)の承認に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和36,44,49 ～52,57～62, 平成元年度
101	県土整備局	都市部	都市整備課	410	秦野市〔土地区画整理事業〕事業計画変更計画書	1	6	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、秦野市が施行する秦野都市計画事業渋沢駅周辺(中央地区)土地区画整理事業の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～ 47,49～54,57 ～平成元,9年 度
102	県土整備局	都市部	都市整備課	411	開成町開成駅屋敷下土地区画整理事業	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく開成町開成駅屋敷下土地区画整理事業(共同施行)の施行認可、事業計画変更及び事業の終了認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～ 47,49～54,57 ～平成元,9年 度
103	県土整備局	都市部	都市整備課	412	相模原市古淵土地区画整理事業	1	9	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市古淵土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～ 47,49～54,57 ～平成元,9年 度
104	県土整備局	都市部	都市整備課	413	相模原市下溝鳩川特定土地区画整理事業	1	10	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市下溝鳩川特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～ 47,49～54,57 ～平成元,9年 度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
105	県土整備局	都市部	都市整備課	414	相模原市〔土地 区画整理組合〕 設立認可申請書	1	10	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市古淵土地区画整理組合の設立認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,30,33 ～35,37,39～ 42,46,47,49,5 0～54,57～ 62,平成元,5 年度
106	県土整備局	都市部	都市整備課	415	相模原市土地区 画整理事業	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市下森鹿島土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～ 47,49～54,57 ～平成元,9年 度
107	県土整備局	都市部	都市整備課	416	相模原市土地区 画整理事業	1	7	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市下森鹿島土地区画整理組合及び同下溝袋沢土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～ 47,49～54,57 ～平成元,9年 度
108	県土整備局	都市部	都市整備課	417	相模原市土地区 画整理事業	1	7	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市緑が丘土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～ 47,49～54,57 ～平成元,9年 度
109	県土整備局	都市部	都市整備課	418・419	厚木インター南 部土地区画整理 事業〔土地区画 整理組合〕設立 認可	2	15	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく厚木インター南部土地区画整理組合の設立認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,30,33 ～35,37,39～ 42,46,47,49,5 0～54,57～ 62,平成元,5 年度
110	県土整備局	都市部	都市整備課	420～42 2	厚木インター南 部土地区画整理 事業事業計画変 更〔認可申請書〕	3	21	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく厚木インター南部土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～ 47,49～54,57 ～平成元,9年 度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
111	県土整備局	都市部	都市整備課	423	海老名市土地 画整理事業	1	10	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく海老名市河原口土地区画整理組合及び同秋葉台土地区画整理組合の設立認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,30,33 ～35,37,39 ～42,46,47,49,5 0～54,57 ～62,平成元,5 年度
112	県土整備局	都市部	都市整備課	424	厚木市土地区画 整理事業	1	7	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく厚木市中三田土地区画整理組合及び同林土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32 ～47,49～54,57 ～平成元,9年 度
113	県土整備局	都市部	都市整備課	425	厚木市上荻野東 部土地区画整理 組合実施計画書	1	11	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく厚木市上荻野東部地区の組合等区画整理補助事業の実施計画についての建設省の承認に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業の実施計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(3)	昭和56, 57, 59, 62、平成 元,3～5,7 ～9,14,15,17年 度
114	県土整備局	都市部	都市整備課	426・427	大和市渋谷(北 部)土地区画整 理事業実施計画 書	1	18	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく大和都市計画事業渋谷(北部地区)土地区画整理事業公共団体区画整理補助事業の(変更)実施計画についての建設省の承認に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業の実施計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(3)	昭和56, 57, 59, 62、平成 元,3～5,7 ～9,14,15,17年 度
115	県土整備局	都市部	都市整備課	428	大和市・座間市 土地区画整理事 業	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく大和都市計画事業渋谷(北部地区)土地区画整理事業及び座間市緑ヶ丘土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32 ～47,49～54,57 ～平成元,9年 度
116	県土整備局	都市部	都市整備課	429	二宮町一色中里 土地区画整理事 業	1	9	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく二宮町一色中里土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32 ～47,49～54,57 ～平成元,9年 度
117	県土整備局	都市部	都市整備課	430	湯河原町土地 画整理事業	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく湯河原都市計画事業湯河原中央土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要の変更認可及び事業計画の変更に伴う関係書類の提出に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32 ～47,49～54,57 ～平成元,9年 度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
118	県土整備局	都市部	都市整備課	431	中井町・二宮町 土地区画整理事業	1	11	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく中井町境地区土地区画整理組合及び二宮町一色中里土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
119	県土整備局	都市部	都市整備課	432	城山町・松田町・伊勢原市土地区画整理事業	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく伊勢原市東高森地区の組合等区画整理補助事業の基本計画についての建設省の承認並びに城山町川尻原宿土地区画整理組合、松田町下原土地区画整理組合及び伊勢原市東高森特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であり、また、一部、県知事の認可に係る文書も含まれるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ・21(2)	昭和29,32～47,49～54,56～平成元,3～5,7～9,14,15,17年度
120	県土整備局	都市部	都市整備課	433	小田原市豊川特定土地区画整理事業	1	10	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく小田原市豊川特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
121	県土整備局	都市部	都市整備課	434	開成町土地区画整理事業	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく開成都市計画事業開成駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
122	県土整備局	都市部	都市整備課	435～437	三浦市飯盛土地区画整理事業事業計画変更(定款)	3	25	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく三浦市飯盛土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
123	県土整備局	都市部	都市整備課	438	中井町インター周辺土地区画整理事業事業計画変更	1	10	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく中井町インター周辺土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
124	県土整備局	都市部	都市整備課	439	伊勢原市東高森特定土地区画整理事業〔特定土地区画整理組合〕設立認可申請書	1	9	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく伊勢原市東高森特定土地区画整理組合の設立認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,30,33～35,37,39～42,46,47,49,50～54,57～62,平成元,5年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
125	県土整備局	都市部	都市整備課	440	伊勢原市東大竹特定土地区画整理事業〔特定土地区画整理組合〕設立認可申請書	1	12	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく伊勢原市東大竹特定土地区画整理組合の設立認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,30,33 ～35,37,39～ 42,46,47,49,5 0～54,57～ 62,平成元,5 年度
126	県土整備局	都市部	都市整備課	441	藤沢市渋谷の里土地区画整理事業換地計画書	1	5	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく渋谷の里土地区画整理事業の換地処分に伴う換地計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和35,36,39 ～46,49～ 54,57～62,平 成元年度
127	県土整備局	都市部	都市整備課	442	伊勢原市東高森土地区画整理事業実施計画書	1	6	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく伊勢原市東高森地区の組合等区画整理補助事業の実施計画についての建設省の承認に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業の実施計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(3)	昭和 56,57,59,62, 平成元,3～ 5,7～ 9,14,15,17年 度
128	県土整備局	都市部	都市整備課	443	座間市緑ヶ丘土地区画整理事業〔土地区画整理組合〕設立認可申請書	1	7	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく座間市緑ヶ丘土地区画整理組合の設立認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,30,33 ～35,37,39～ 42,46,47,49,5 0～54,57～ 62,平成元,5 年度
129	県土整備局	都市部	都市整備課	444	小田原市東富水〔土地〕区画整理事業事業計画(第1回変更)	1	6	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく小田原市東富水特定土地区画整理組合の事業計画の変更(第1～4回)認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～ 47,49～54,57 ～平成元,9年 度
130	県土整備局	都市部	都市整備課	445	小田原市土地区画整理事業	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく小田原市下曽我特定土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更並びに同小船久保田土地区画整理組合の事業計画の変更の各認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～ 47,49～54,57 ～平成元,9年 度
131	県土整備局	都市部	都市整備課	446	小田原市下曽我特定土地区画整理事業事業計画変更(第3・4・5回)	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく小田原市下曽我特定土地区画整理組合の事業計画の変更(第3～5回)認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～ 47,49～54,57 ～平成元,9年 度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
132	県土整備局	都市部	都市整備課	447	開成町開成駅屋敷下・二宮町松根(土地区画整理)〔事業〕	1	7	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく開成駅屋敷下地区土地区画整理事業及び二宮町松根土地区画整理組合の換地処分に伴う換地計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和35,36,39～46,49～54,57～62,平成元年度
133	県土整備局	都市部	都市整備課	448	開成町開成駅道通河原土地区画整理事業換地計画の認可	1	4	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく開成駅道通河原地区土地区画整理事業の換地処分に伴う換地計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和35,36,39～46,49～54,57～62,平成元年度
134	県土整備局	都市部	都市整備課	449	相模原市下溝下中丸特定土地区画整理事業	1	9	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市下溝下中丸特定土地区画整理組合の設立認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,30,33～35,37,39～42,46,47,49,50～54,57～62,平成元,5年度
135	県土整備局	都市部	都市整備課	450	相模原市当麻東原特定土地区画整理事業事業計画変更(第1・2回)	1	11	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市当麻東原特定土地区画整理組合の事業計画の変更(第1・2回)認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
136	県土整備局	都市部	都市整備課	451	相模原市当麻東原特定土地区画整理事業	1	11	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく相模原市当麻東原特定土地区画整理組合の設立認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,30,33～35,37,39～42,46,47,49,50～54,57～62,平成元,5年度
137	県土整備局	都市部	都市整備課	452	藤沢市宮前土地区画整理事業事業計画変更	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく藤沢市宮前土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
138	県土整備局	都市部	都市整備課	453	藤沢市宮前土地区画整理事業	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく藤沢市宮前土地区画整理組合の事業計画の変更及び解散の認可並びに決算報告の承認に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,5,9年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
139	県土整備局	都市部	都市整備課	454	二宮町松根土地 区画整理事業	1	11	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく二宮町松根土地区画整理組合の事業計画の変更及び解散の認可並びに決算報告の承認に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,5,9年度
140	県土整備局	都市部	都市整備課	455	藤沢市善行茅山土地区画整理事業〔土地区画整理組合〕設立認可申請書	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく藤沢市善行茅山土地区画整理組合の設立認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,30,33～35,37,39～42,46,47,49,50～54,57～62,平成元,5年度
141	県土整備局	都市部	都市整備課	456	伊勢原市東高森特定土地区画整理事業事業計画変更(第2・3回)	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく伊勢原市東高森特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
142	県土整備局	都市部	都市整備課	457	二宮町松根土地 区画整理事業	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく二宮町松根土地区画整理組合の設立及び事業計画の変更の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,30,32～47,49～54,57～平成元,5,9年度
143	県土整備局	都市部	都市整備課	458	開成都市計画事業開成駅道通河原土地区画整理事業	1	8	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく開成駅道通河原地区土地区画整理事業の施行、事業計画の変更及び終了の認可	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,48～54,57～平成元,9年度
144	県土整備局	都市部	都市整備課	459～461	小田原市東富水〔土地〕区画整理事業事業計画(第2～4回変更)	3	14	30年	平成5年度	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく小田原市東富水特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
145	県土整備局	都市部	都市整備課	1993-1・1993-2	地区別ファイル(大和市渋谷(南部地区))〔土地区画整理事業〕	2	14	30年	平成5年度	公共団体等区画整理補助事業実施要領に基づく国庫補助の対象として採択されるための土地区画整理事業の実施計画に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業の実施計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(3)	昭和56, 57, 59, 62, 平成元,3～5,7～9,14,15,17年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
146	県土整備局	都市部	都市整備課	1993-3	地区別ファイル (平塚市真田地区)〔土地区画整理事業〕	1	3	30年	平成5年度	組合等区画整理補助事業として採択されるための土地区画整理事業の基本計画に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業の基本計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(2)	昭和56, 57, 59, 62、平成元,3～5,7～9,14,15,17年度
147	県土整備局	都市部	都市整備課	1993-4	地区別ファイル (藤沢市長後駅東口地区)〔土地区画整理事業〕	1	8	30年	平成5年度	長後駅東口土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要の変更認可に係る文書等の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,32～47,49～54,57～平成元,9年度
148	県土整備局	都市部	都市整備課	1992-1	地区別ファイル (藤沢市長後駅東口地区)〔土地区画整理事業〕	1	3	30年	平成4年度	公共団体系画整理補助事業として採択されるための土地区画整理事業の基本計画に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業の基本計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(2)	昭和56, 57, 59, 62、平成元,3～5,7～9,14,15,17年度
149	県土整備局	都市部	都市整備課	1992-2	地区別ファイル (寒川町寒川駅北口地区)〔土地区画整理事業〕	1	5	30年	平成4年度	寒川駅北口地区土地区画整理事業の事業計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,35～44,48,52,59年度
150	県土整備局	都市部	都市整備課	1992-3	地区別ファイル (大和市渋谷(南部地区))〔土地区画整理事業〕	1	4	30年	平成4年度	公共団体系画整理補助事業として採択されるための土地区画整理事業の基本計画に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業の基本計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(2)	昭和56, 57, 59, 62、平成元,3～5,7～9,14,15,17年度
151	県土整備局	都市部	都市整備課	1991-1	地区別ファイル (藤沢市北部第二(三地区))〔土地区画整理事業〕	1	12	30年	平成5年度	〔藤沢市〕北部第二(三地区)土地区画整理事業の設計の概要の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,35～44,48,52,59年度
152	県土整備局	都市部	都市整備課	1988-1	地区別ファイル (藤沢市柄沢地区)〔土地区画整理事業〕	1	13	30年	昭和63年度	公共団体系画整理補助事業として採択されるための土地区画整理事業の実施計画に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業の実施計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(3)	昭和56, 57, 59, 62、平成元,3～5,7～9,14,15,17年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
153	県土整備局	都市部	都市整備課	1986-1	地区別ファイル (藤沢市柄沢地区)〔土地地区画整理事業〕	1	7	30年	昭和61年度	柄沢特定土地地区画整理事業の設計の概要の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和29,35～44,48,52,59年度
154	県土整備局	都市部	都市整備課	1984-2	地区別ファイル (藤沢市柄沢地区)〔土地地区画整理事業〕	1	2	30年	昭和59年度	公共団体地区画整理補助事業として採択されるための土地地区画整理事業の基本計画に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業の基本計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(2)	昭和56, 57, 59, 62、平成元,3～5,7～9,14,15,17年度
155	県土整備局	都市部	都市整備課	1984-1	審査請求案件 (藤沢駅前南部地区)〔土地地区画整理事業〕	1	7	30年	昭和59年度	藤沢駅南部地区土地地区画整理事業の換地処分に関する審査請求の処理に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	土地地区画整理事業という公共性の高い事業の施行の過程で提起された審査請求の処理に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	17(2)	昭和39～44, 47～50,53～62年度
156	県土整備局	都市部	都市整備課	1983-1	審査請求案件 (鶴見駅前地区)〔土地地区画整理事業〕	1	4	30年	昭和58年度	鶴見駅前地区土地地区画整理事業の換地処分に関する審査請求の処理に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	土地地区画整理事業という公共性の高い事業の施行の過程で提起された審査請求の処理に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	17(2)	昭和39～44, 47～50,53～62年度
157	県土整備局	都市部	都市整備課	31	ポートサイド地区 第二種市街地再開発事業管理処分計画認可事前協議	1	4	30年	平成2年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づくヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業の管理処分(※)計画認可のための事前協議に係る文書の綴り ※管理処分 第一種市街地再開発事業の権利変換に相当し、第二種市街地再開発事業の施行者において施設建築物(再開発ビル)の床(住戸等)の処分(配分)等を行うもの	都市部	都市整備課	廃棄	起案・回覧等された文書でなく、担当者レベルで事前に確認を行う際に使用した軽易な資料であると判断し、廃棄とする。	-	-	なし
158	県土整備局	都市部	都市整備課	30	歴史的建築物等 活用型再開発計画承認申請書 (北仲通地区)	1	2	30年	平成3年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく北仲通南地区第二種市街地再開発事業(第一工区)の施行にあたり、建設省の「歴史的建築物等活用型再開発事業実施要領」(平成元年5月29日住街発第67号建設省住宅局長通達)に基づき、同地区付近に残る歴史的建築物(※)を復元・保存する計画に関する。横浜市長からの申請の建設大臣あて進達及び同大臣からの承認通知の経由処理に係る文書の綴り ※横浜銀行本店別館(旧・第一銀行横浜支店)	都市部	都市整備課	保存	再開発事業の施行に際して施行地区近隣の歴史的建築物を復元・保存することとした事例に係る文書であり、保存とする。	(1)キ、ク	21(3)	なし ※当時、建設省において新設の事業スキームを適用して施行された事業であり、全国的にも当該事業スキームの先駆的な活用事例となつたものであることから、先行する保存事例はない。

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
159	県土整備局	都市部	都市整備課	31	ヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業の管理処分計画認可申請図書	1	12	30年	平成4年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づくヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業の管理処分計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	S56,H2(いずれも権利変換計画認可として)
160	県土整備局	都市部	都市整備課	10	ヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業事業計画認可申請書	1	11	30年	昭和63年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づくヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業の施行に関し、事業計画及び事業計画において定める設計の概要の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
161	県土整備局	都市部	都市整備課	11	ヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更(第1回)認可申請書 第1回	1	5	30年	平成2年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づくヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更(第1回)の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
162	県土整備局	都市部	都市整備課	12	ヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更認可申請書 第2回	1	6	30年	平成2年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づくヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更(第2回)の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度
163	県土整備局	都市部	都市整備課	13	伊勢原駅北口A街区市街地再開発組合定款・事業計画変更	1	4	30年	平成3年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく伊勢原駅北口A街区市街地再開発組合の定款の変更認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	平成2年度
164	県土整備局	都市部	都市整備課	33	ヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業管理処分計画	1	5	30年	平成4年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づくヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業の管理処分計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度(いずれも権利変換計画認可として)
165	県土整備局	都市部	都市整備課	9	ヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更認可申請書 第3回	1	5	30年	平成4年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づくヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業の事業計画において定める設計の概要の変更(第3回)の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和50,平成2年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
166	県土整備局	都市部	都市整備課		ヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業管理処分計画	1		30年	平成4年度	都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づくヨコハマポートサイド地区第二種市街地再開発事業の管理処分計画の認可に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県知事の認可に係る文書であり、また、県内で施行され、公共性が高く、経済、交通、居住や防災の面で県民活動に大きな影響を有する事業に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	13(2)サ	昭和56,平成2年度(いずれも権利変換計画認可として)
167	県土整備局	都市部	都市整備課	1～3	屋外広告業登録	3	20	10年	平成25年度	神奈川県屋外広告物条例に基づき、屋外広告業を営む者からの届出(新規)に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	廃棄	条例に基づく届出及び届出者に対する登録通知書の写しが届出者ごとに綴られているのみの軽易な文書であり、廃棄とする。	-	-	なし
168	県土整備局	都市部	都市整備課	4・5	屋外広告業変更届	2	16	10年	平成25年度	神奈川県屋外広告物条例に基づき、屋外広告業を営む者からの届出(登録変更・廃業)に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	廃棄	条例に基づく届出及び届出者に対する登録通知書の写しが届出者ごとに綴られているのみの軽易な文書であり、廃棄とする。	-	-	なし
169	県土整備局	都市部	都市整備課	5	平成25年度都市再開発事業費補助金 小田急相模原駅北口B地区〔市街地再開発事業〕	1	2	10年	平成25年度	県の補助要綱に基づく、相模原市内の市街地再開発事業の施行者に対する補助金交付に係る執行関係書類の綴り	県土整備局都市部	都市整備課	保存	活力あふれる豊かなまちづくりの推進を目的とし、市街地再開発事業等による建築物や公共施設の整備に対する補助金の執行に関する書類で、県民生活において顕著な効果をもたらす事業に係る文書と判断し、保存とする。	(1)キ	11(3)	平成22～24年度
170	県土整備局	都市部	都市整備課	7	社会資本整備総合交付金事業完了実績報告書	1	3	10年	平成23年度	国土交通省住宅局所管社会資本整備総合交付金の交付申請手続きに係る文書の写しの綴り	県土整備局環境共生都市部	都市整備課	廃棄	他所属が取りまとめている文書であり、原本でないことから、廃棄とする。	-	-	なし
171	県土整備局	都市部	都市整備課	H24-1	平成22～24年度都市再開発事業費補助金(武蔵小杉駅南口地区東街区／武蔵小杉駅南口地区西街区／小杉町3丁目中央)※〔市	1	11	10年	平成24年度	県の補助要綱に基づく、川崎市内の市街地再開発事業(3地区)の施行者に対する補助金交付に係る執行関係書類の綴り	県土整備局環境共生都市部	都市整備課	保存	活力あふれる豊かなまちづくりの推進を目的とし、市街地再開発事業等による建築物や公共施設の整備に対する補助金の執行に関する書類で、県民生活において顕著な効果をもたらす事業に係る文書と判断し、保存とする。	(1)キ	11(3)	平成22～24年度
172	県土整備局	都市部	都市整備課	2013-1	横浜新都市センター(株)	1	2	10年	平成25年度	県が出資し、幹部職員(副知事等)がいて職として役員を務める横浜新都市センター株式会社関係の文書の綴り	都市部	都市整備課	廃棄	式典への出欠や幹部職員(副知事等)のあいさつ文の伺い等が綴られているのみの軽易な文書であり、廃棄とする。	-	-	なし
173	県土整備局	都市部	都市整備課	2013-2	川崎アゼリア(株)	1	2	10年	平成25年度	県が出資し、県職員であった者が役員を務めることもある川崎アゼリア株式会社関係の文書の綴り	都市部	都市整備課	廃棄	式典への出欠や幹部職員(副知事等)のあいさつ文の伺い等が綴られているのみの軽易な文書であり、廃棄とする。	-	-	なし

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
174	県土整備局	都市部	都市整備課	2012-1	横浜新都市センター(株)	1	3	10年	平成24年度	県が出資し、幹部職員(副知事等)があて職として役員を務める横浜新都市センター株式会社関係の文書の綴り	都市部	都市整備課	廃棄	式典への出欠や幹部職員(副知事等)のあいさつ文の伺い等が綴られているのみの軽易な文書であり、廃棄とする。	-	-	なし
175	県土整備局	都市部	都市整備課	2012-2	川崎アゼリア(株)	1	2	10年	平成24年度	県が出資し、県職員であった者が役員を務めることもある川崎アゼリア株式会社関係の文書の綴り	都市部	都市整備課	廃棄	式典への出欠や幹部職員(副知事等)のあいさつ文の伺い等が綴られているのみの軽易な文書であり、廃棄とする。	-	-	なし
176	県土整備局	都市部	都市整備課	2011-1	横浜新都市センター(株)	1	4	10年	平成23年度	県が出資し、幹部職員(副知事等)があて職として役員を務める横浜新都市センター株式会社関係の文書の綴り	都市部	都市整備課	廃棄	式典への出欠や幹部職員(副知事等)のあいさつ文の伺い等が綴られているのみの軽易な文書であり、廃棄とする。	-	-	なし
177	県土整備局	都市部	都市整備課	2011-2	川崎アゼリア(株)	1	4	10年	平成23年度	県が出資し、県職員であった者が役員を務めることもある川崎アゼリア株式会社関係の文書の綴り	都市部	都市整備課	廃棄	式典への出欠や幹部職員(副知事等)のあいさつ文の伺い等が綴られているのみの軽易な文書であり、廃棄とする。	-	-	なし
178	県土整備局	都市部	都市整備課	110	(仮称)川崎駅北口地区第2街区10番地地区建替計画	1	6	10年	平成23年度	川崎駅北口地区第2街区10番地地区の建築物建替計画に係る施設の用途・目的別各階平面図等の綴り	県土整備局環境共生都市部	都市整備課	廃棄	起案・回覧等された文書でなく、単に計画図面を編綴したのみの軽易な資料であると判断し、廃棄とする。	-	-	なし
179	県土整備局	都市部	都市整備課	2010-1	事業計画・実施計画(南足柄市ままだ下怒田地区)〔土地区画整理事業〕	1	6	10年	平成22年度	社会資本整備総合交付金の交付を受ける土地区画整理事業の事業計画及び実施計画の国土交通省への提出に係る文書の綴り	県土整備局環境共生都市部	都市整備課	保存	県内で実施された公共性の高い事業であり、また、国の社会資本整備総合交付金の交付を受ける土地区画整理事業の計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ		昭和56,57,59,62,平成元,3,4,5,7,8,9,14,15,17年度
180	県土整備局	都市部	都市整備課	2008-1	事業計画・実施計画(住宅市街地基盤整備事業)(渋谷南部地区、真田・北金目地区、開成町南部地区、橋本大山町西2地区、湘南の岡地区、ままだ下怒田地区)	1	2	10年	平成20年度	住宅市街地基盤整備事業の事業計画に係る国土交通省関東地方整備局長あて協議及び同局長からの(同意の)回答に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	廃棄	国の地方支分部局の長あての進達及びその回答の経由に係る文書の綴りであり、軽易なものであると判断し、廃棄とする。	-	-	なし
181	県土整備局	都市部	都市整備課	2006-1	事業計画・実施計画(藤沢市辻堂神台一丁目地区)〔土地区画整理事業〕	1	5	10年	平成18年度	組合等区画整理補助事業として採択されるための土地区画整理事業の実施計画に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で実施された公共性の高い事業であり、また、国庫補助の対象となった土地区画整理事業の計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(3)	昭和56, 57, 59, 62、平成元,3~5,7~9,14,15,17年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
182	県土整備局	都市部	都市整備課	2005-1	事業計画・実施計画(寒川町寒川駅北口地区)〔土地区画整理事業〕	1	2	10年	平成17年度	公共団体区画整理補助事業として採択されるための土地区画整理事業の実施計画に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で実施された公共性の高い事業であり、また、国庫補助の対象となった土地区画整理事業の計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(3)	昭和56, 57, 59, 62、平成元,3～5,7～9,14,15,17年度
183	県土整備局	都市部	都市整備課	2002-1	事業計画・実施計画(寒川町寒川駅北口地区)〔土地区画整理事業〕	1	6	10年	平成14年度	公共団体区画整理補助事業として採択されるための土地区画整理事業の実施計画に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で実施された公共性の高い事業であり、また、国庫補助の対象となった土地区画整理事業の計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(3)	昭和56, 57, 59, 62、平成元,3～5,7～9,14,15,17年度
184	県土整備局	都市部	都市整備課	2000-1	事業計画・実施計画(藤沢市長後駅東口地区)〔土地区画整理事業〕	1	2	10年	平成12年度	公共団体区画整理補助事業として採択されるための土地区画整理事業の実施計画に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で実施された公共性の高い事業であり、また、国庫補助の対象となった土地区画整理事業の計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(3)	昭和56, 57, 59, 62、平成元,3～5,7～9,14,15,17年度
185	県土整備局	都市部	都市整備課	1997-1	事業計画・実施計画(寒川町寒川駅北口地区)〔土地区画整理事業〕	1	5	10年	平成9年度	公共団体区画整理補助事業として採択されるための土地区画整理事業の実施計画に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で実施された公共性の高い事業であり、また、国庫補助の対象となった土地区画整理事業の計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(3)	昭和56, 57, 59, 62、平成元,3～5,7～9,14,15,17年度
186	県土整備局	都市部	都市整備課	1989-1	事業計画・実施計画(寒川町寒川駅北口地区)〔土地区画整理事業〕	1	4	10年	平成元年度	公共団体区画整理補助事業として採択されるための土地区画整理事業の基本計画に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で実施された公共性の高い事業であり、また、国庫補助の対象となった土地区画整理事業の計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(2)	昭和56, 57, 59, 62、平成元,3～5,7～9,14,15,17年度
187	県土整備局	都市部	都市整備課	1981-1	事業計画・実施計画(開成町開成駅周辺地区)〔土地区画整理事業〕	1	4	10年	昭和56年度	公共団体区画整理補助事業として採択されるための土地区画整理事業の基本計画に係る文書の綴り	都市部	都市整備課	保存	県内で実施された公共性の高い事業であり、また、国庫補助の対象となった土地区画整理事業の計画に係る文書であるため、保存とする。	(1)キ	21(2)	昭和56, 57, 59, 62、平成元,3～5,7～9,14,15,17年度